明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七七）
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（二七八）
○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二七九）

本号で公布された法令のあらまし

◇構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七七号）（内閣府本府）

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和四年法律第五八号）の施行期日は、令和四年八月三一日とすることとした。

◇農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二七八号）（農林水産省）

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四九号）の施行期日は、令和四年一〇月一日とすることとした。

◇農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二七九号）（農林水産省）

一　農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行令の一部改正関係

1　登録発行機関及び登録認定機関の登録手数料、登録の有効期間及び登録更新手数料を定めることとした。（第五条～第一〇条関係）

2　都道府県知事又は指定市町村の長は、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五七号）第三七条第七項後段の同意をしようとするときは、あらかじめ、関係農業委員会等の意見を聴かなければならないこととした。（第一一条関係）

3　株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間の範囲を定めることとした。（第一二条関係）

4　2により都道府県又は指定市町村が処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とすることとした。（第一四条関係）

二　日本農林規格等に関する法律施行令の一部改正関係

1　日本農林規格の対象となる酒類の原材料の要件は、次のとおりとすることとした。（第二条関係）

㈠　化学的に合成された農薬等を使用しないほ場において収穫された農産物であること。

㈡　次のいずれにも該当する畜産物であること。

(1)　㈠の農産物等を家畜の飼料の用に供して生産されたものであること。

(2)　次に掲げる基準に従って飼養されている家畜又は当該基準に従って飼養され、及びと殺された家畜から生産されたものであること。

イ　家畜の飼養等の取扱いについて、家畜を故意に傷つけないことその他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従って行うこと。

ロ　畜舎その他の家畜を飼養する場所について、家畜が飼料及び水を自由に摂取できること等その他の家畜にできる限り苦痛を与えないものとして主務大臣が定める基準に従っていること。

2　酒類について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四九号。以下「改正法」という。）の施行と同時に指定農林物資の対象に含めないこととした上で、一定期間を経過した後にその対象に含めることとした。（第一八条関係）

3　日本農林規格等に関する法律（昭和二五年法律第一七五号）に規定する財務大臣の権限の一部を国税庁長官に委任することとした。（第二〇条関係）

三　施行期日等

1　関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

2　この政令は、改正法の施行の日（令和四年一〇月一日）から施行することとした。ただし、二の2のうち酒類を指定農林物資に含める改正規定は、令和七年一〇月一日から施行することとした。